

「障害」の肯定／否定をめぐる論議と ピア・カウンセリングの意義

山 岸 倫 子*

要旨

本稿では、「障害」の肯定／否定について、障害学の議論をふまえて整理し、その問題点の具体的な様相を述べる。さらに、障害者の自立生活運動におけるピア・カウンセリングの試みがその問題を克服しうるものであることを指摘する。

「障害」の肯定／否定という論議には、複数の解釈可能性が存在するにもかかわらず、社会的責任の放棄へとつながる「ディスアビリティの肯定」という位相でのみ解釈されやすいという問題がある。このような状況では、当事者は「障害」について自由に語ることができない。

ピア・カウンセリングとその実施主体である自立生活センターには、上記の問題に対応可能な特徴が存在する。①否定的な自己規定から脱却するための言いまわし、②「障害」についての見方を押し付けるないピアという理念、③当事者を固定しない姿勢、である。

①、②は、当事者による「自由」な語りを促進し、③は、その語りを社会に発信し、浸透させる可能性を有している。

キーワード

ピア・カウンセリング 「障害」の肯定 「障害」の否定 インペアメント ディスアビリティ

I. はじめに

障害者の自立生活運動（以下 IL 運動）において、重要な活動とされているもののひとつにピア・カウンセリングがある。ピア・カウンセリングは、これまで否定的にとらえられ、差別、抑圧、自己否定の感覚にとらわれている障害者的心を解放するものとして、また、自立生活にむけた具体的なノウハウや情報の伝達の場として、当事者の経験からはもちろんのこと、先行研究においてもその効果が指摘されている。本稿では、このピア・カウンセリングについて、個人への効果ではなく、「障害」の肯定／否定をめぐる論議とのかかわりからの意義を検討する。

障害者運動の中では、「障害」の肯定／否定という論議は、比較的早くから存在していた。また研究においては、ピア・カウンセリングを「障害」の肯定／否定という視点から論じたものとして、岡原・立岩（1990）があげられる。しかし、「障害」の肯定／否定についての論議への注目が高まったのは、やはり障害学の成立が寄与するところが大きいだろう。

日本に障害学の存在が紹介され、議論が活発になってきたのは、1990年代の半ば以降のことであ

[*東京都立大学大学院]

る。「障害」の肯定／否定は、主に「障害」を文化として積極的に再定義していくという動きと関係して注目される。本稿は、現在に至るまでに蓄積されてきた障害学の試みと、IL運動の発展を踏まえて、「障害」の肯定／否定とピア・カウンセリングの意義について論じることにその特色を有している。

「障害」の肯定／否定という論議は、個人の感覚を超え、社会の対応と深く結びついている。それゆえに、「障害」の肯定が、当事者の意図しない社会の対応を導く可能性を有している（たとえば、障害が個性であるならば、個性に対して社会的支援をするのはおかしい、など、これまでの障害者福祉の発展という観点からは逆行する動きをも喚起しうる）。本稿では、主に「障害」の肯定／否定の主張が、障害者排除の肯定／否定の主張と不当に関係付けられている状況を描写する。このことにより、「障害」の肯定／否定をめぐる問題の所在と、問題が解決された状態を提示する。そして、ピア・カウンセリングがその問題にたいして、いくつかの点から有用であるということを明らかにする。最後に、障害者が「自由」に「障害」について考え、主張していくことの重要性を指摘する。

本稿では、分析的に、「障害」を社会モデルに基づいてインペアメント（個人的側面）とディスアビリティ（社会的側面）から考えている（社会モデルを採用する理由は後述する）。それらの区別がつかないものについてのみ、日本語の「障害」という語を用いることとする。

また、「障害」の肯定／否定と類似の概念として、「障害」の受容／非受容がある。「障害」の受容理論における「受容」と障害の「肯定」との関係性についての厳密な論考は、別の機会に行うこととし、本稿では、以下のようにとらえて論を進める。「障害」の肯定には「障害」の（特定の理論ではなく、広い意味での）受容と非受容が含まれる。また、「障害」の否定にも、「障害」の受容と非受容が含まれる。たとえば、「障害」を否定しつつ、「障害」を受容するという状況は想定可能である。したがって、本稿では、「障害」をマイナスととらえるか否か、という意味で「障害」の肯定／否定という用語を使用する。

II. 「障害」の肯定／否定と不当性

「障害」は少なくとも、近代においてまでは、「克服すべきもの」、「無いに越したことはないもの」として否定的にとらえられてきた。また、「障害」の定義自体が「あるべき姿にたいする欠如」「正常に対しての異常」として認識され、「あるべきもの」に対しての「否定すべきもの」という障害観を前提としてきた¹⁾。それに対し、いくつかの場面で、「障害」を肯定するということが言われるようになる。

1. 障害の肯定／否定ということが言われる場

立岩（2002）は、「障害」の肯定／否定が問題となった場として、優生保護法の改正（立岩はここでは「改悪」としている）と、反公害運動をあげている。「障害」の肯定／否定は、当事者の間では少なくとも1970年代から提起されている。

それが、研究で着目されるようになったのは、1990年代のことである。障害学の成立がもたらした「障害」の文化的側面の発見が、「障害」の肯定（と対応するものとしての否定）の議論を活発化させている。「障害」の肯定／否定は、言葉を変えつつ、様々な場面で議論されている。たとえば、運動としての平等派・差異派（詳しくは後述する）、その理論的根拠としての社会モデル・

文化モデル²⁾、そして障害個性論などである。

立岩は(2002)は、「障害は無いにこしたことはないか」という命題に対して、それが常に真であるのは、周囲の者にとってのみであり、少なくとも本人にとっては、肯定と否定は矛盾しないものであると述べる。また星加(2002)は、「障害」を、差異としてのインペアメント／ステイグマとしてのインペアメント・ディスアビリティの位相に区分した上で、「障害」の肯定と否定は、両立しうるものであることを指摘する。

石川(2002)は、「障害」を肯定するもの(あるいは否定しないもの)としての運動体を「差異派」ととらえている(また、その理論的根拠としての文化モデルについても同様の見解を示す)。ここで、石川は、やはり「障害」の位相を社会モデルに基づいて区分した上で、社会モデルと文化モデルの両立可能性を指摘する。

また、障害を肯定する言説の一つとして「障害個性論」³⁾がある。「障害個性論」は、否定されてきた「障害」を「個性」として肯定しようという試みである。したがって、「障害個性論」においても、障害の肯定／否定という問題は大きなものとして発現する。

2. 「障害」の肯定／否定の解釈可能性

さて、このように、「障害」の肯定／否定が言われてきたわけであるが、そこで「障害」が何を指すのか、少なくとも運動のレベルでは定かではない。以下、分析的に社会モデルの定義を使用して、「障害」の肯定／否定、という主張が表しうるものをまとめる。

「障害」の社会モデルでは、「障害」はインペアメントとディスアビリティに二分され、次のように定義されている。

インペアメント：手足の一部、または全部の欠損、あるいは手足の欠陥や身体の組織または機能の欠陥をもっていること

ディスアビリティ：身体的なインペアメントを持つ人々をまったく、またはほとんど考慮せず、そのことによって彼らを社会的活動の主流から排除する現在の社会組織によって生じる不利益、または活動の制約 (UPIAS 1976 pp 3 - 4 訳は三島他 2006 による)

この定義では、ディスアビリティは社会的構築物とされている。物理的障壁や資本主義経済がもたらす労働形態、専門家の態度やメディア、そして資本主義を貫く諸イデオロギーがディスアビリティとしての障害を構築し、強化しているというのである(Oliver = 2006)。

「障害」の定義については、障害をインペアメント(機能障害)、ディスアビリティ(能力低下)、ハンディキャップ(社会的不利)の三つの段階でとらえるという1980年の国際障害分類が想定されることが多い。しかし、本稿では、あえてこれに基づかない分析を行う。それは、第一に国際障害分類の障害の三段階が、線形の形をとるために、障害にまつわる諸問題が最終的に個人的なインペアメント除去の努力に還元される(石川 2002)という批判に、筆者も同意するからである。第二に、そのことは、「障害」の肯定／否定の議論において、以下検討していくような、多様な解釈の可能性を看過させる。障害の三段階では「障害」を全て肯定するか／全て否定するか、という解釈しか導き出せない。本稿では、先にあげた先行研究に基づき、「障害」の肯定と否定が両立する可能性があるということを前提としているため、国際障害分類の三段階を使用しない。

また、現実の障害者の生は、モデルを超えて多様かつ連続性を有していることがある。したがって、社会モデルの定義を使用したとしても、その生を過不足なく表現することはできないことを付記する。また、2002年の国際障害分類のように、細分化された概念では、複雑すぎて、問題の位相をとらえることができない。本稿では社会的側面／個人的側面という単純化された二分法を分析的に使用する。また、インペアメントは身体の状態、ディスアビリティは「できなくさせられている」状態と簡単に表現する。

社会モデルの定義に基づくと、「障害」の肯定／否定という主張には、論理的には、次のような組み合わせの解釈が可能になる。

表 「障害」の肯定／否定をめぐる主張の解釈可能性

インペアメント ディスアビリティ	肯定	否定	肯定も否定もしない
肯定	①	②	③
否定	④	⑤	⑥
肯定も否定もしない	⑦	⑧	⑨

(筆者による作成)

さて、この表に従えば、まず次のようなことが指摘できる。第一に「障害」の肯定／否定という議論には、社会モデルにのっとって単純化した場合でも、九通りの解釈可能性がある。

そして第二に、うち、「障害」を肯定すると主張するとき、①②③④⑦の状態が、想定可能である。①は、自らの身体の状態を肯定的に捉え、それに対して「できなくさせられている」ことも積極的に肯定している状態である（できないこと・不便なことへのこだわり）。②は自らの身体の状態を否定し、「できなくさせられている」ことを肯定する状態である（非障害者があるべき姿であり、それゆえできなくさせられている事も止むを得ない）。③は自らの身体については、肯定も否定もしないが、社会によってできなくなっていることは肯定するという状態である（自らの身体には、感知しない、もしくは理解できないが、社会によってできなくさせられているとしても、それは止むを得ない）。④では、身体の状態を肯定するが、「できなくさせられている」ことは否定する（自らの身体を肯定的にとらえつつ、そのことが差別的に働くことにたいしては容認しない立場）。⑦では、身体の状態を肯定し、「できなくさせられていること」については否定も肯定もしない（自らの障害を肯定的にとらえるが、それに対する社会的対応に感知しない立場）。

3. 「障害」の肯定／否定の主張をめぐる問題

このように、「障害」の肯定／否定の主張には、複数の解釈可能性が存在する。ここで、石川(2002)を引用したい。

障害は個性であるという主張に対する健常者や障害者の反応は様々である。すぐに共感し納得する人もいるが、負け惜しみに聞こえるとか、個性なら補う必要も直す必要もないのではな

いか、と言ひ出す人さえ現れる（石川 2002：28）。

ここで「障害」は個性であるという主張は、「障害」の肯定とほぼ同義で使用されている。つまり「障害」を肯定する場合に、社会的な責任を放棄する根拠として働く場合が存在しているということである。

茂木（2003）はより明確に、「障害個性論」は、問題を個人化し、行政による権利保障の実施を回避させる政治的レトリックであるとしているし、豊田（1998）も茂木同様、障害者問題を個性に解体し、社会責任を免罪になると述べている。ここで、これらの指す「障害個性論」が具体的にどの文脈で言われたことなのか定かではないものの、「障害」の肯定とほぼ同義として使用されている。

このように社会的な責任の放棄をもたらすのは、「障害」を肯定するという場合、「障害」にディスアビリティが含まれている場合であり、前掲の表中では、①②③ということになる。この場合、「障害」を肯定する主張は、社会的な責任を追及する主張と矛盾を起こす。うち②③に関しては排除に甘んじている状況と言え、現実の文脈でそれが問題化することは少ない。

しかしながら、問題なのは、矛盾を引き起こすことそれ自体ではない。「障害」の肯定を言う時、それが公的責任の追及と対立するのは、「障害」の特定の使用法に限定される。にもかかわらず、その使用法に比重が置かれ、矛盾として語られてしまう傾向がある。星加（2002）は、複数ある「障害」の位相を区分しないことが、矛盾や対立を生むとし、その区分の必要性を説く。しかし、問題とすべきはむしろ、「障害」の位相を区分していないにもかかわらず、矛盾や対立を生むものとして語られてしまうことにあるのではないだろうか。

石川（1999）は、運動としての平等派・差異派について、「同化＆統合」「差異化＆排除」ととらえている。先にあげた表中では、平等派は⑤、差異派は①である。しかし、平等派の理論的根拠とされる社会モデルは④⑤⑥の立場のモデルである。社会モデルは、インペアメントについて、肯定も否定もしていない（これには、肯定／否定したくてもできないという側面と肯定／否定の対象外とする側面がある）。にもかかわらず、それが運動となるとき、インペアメントを否定する動き（⑤の位置）となってしまう。それは、次のようなことがあるからである。

同化には統合で報いるが、差異化には排除で応じるという図式は規定の事実として語られる。それはある種、社会と個人が取り交わした契約のように感じられている（石川 2002:33）。

つまり、この図式に従うと、同化と統合、差異化と排除は、あらかじめ切りはなすことのできないものとして提示され、統合を求める運動ならば、同化を、そして差異化を行う運動ならば、排除を代償として支払わなければならない、ということになる。したがって、何かを主張するとき、それは必然的に①⑤の地平に収斂されてしまう。

さらに、この収斂からもう一つの問題が提起できる。それは、「肯定も否定もしない」という態度が許容されることにある。つまり、現実には、③⑥⑦⑧⑨の選択肢は存在しないということである。しかし、「障害」を肯定／否定の対象としないということはありうる。岡原・立岩（1990）は、次のように言う。

また、自分の全てを肯定しなければならないという人がいたら、その人もまた、障害というたった一つのことのために私と言う存在を問答無用で全否定されたことの効果を依然引きずっているのではないか（岡原・立岩 1990：161－162）。

非障害者は通常、自らの身体の特徴について、肯定も否定もせずに生きている。このように考えると、そもそも、解放された場、目指すべき場とは⑨なのではないか。

また、本稿では、分析的にインペアメントとディスアビリティを明確に区分して論を進めてきた。しかし、先に述べたように日常を生きる障害者にとって、インペアメントとディスアビリティの区別は明確でないのが普通である。このように考えていくと、障害者の解放とは、「障害」の肯定／否定をあえて言わなくてもよい状態であり、インペアメントとディスアビリティについても、諸個人が、能動的に考えていける場ではないのだろうか。

III. ピア・カウンセリングで行われること

IL運動の中の中心的な活動であるピア・カウンセリングは、同時にCIL (Center for Independent Living: CIL) の主要な事業としても位置づけられる。

ピア・カウンセリングの目的は、当事者によって次のように説明される。まず自己信頼の回復と感情の解放である。これは長年障害者が他者によって規定されてきた、「自分はだめな人間だ」という否定的な感情を回復し、「障害」をもつ自己を認め、信頼するということである（『ピアカウンセリングってなあに？』2002）。加えて、自立に向けた具体的な情報伝達もその目的とされる。

1. ピア・カウンセリングで行われること

ピア・カウンセリングの中では、「ありのままの自分」を肯定する、とされる。ピアカウンセリングってなあに？の中には次のような一節がある。

これまで、何とか障害のない人に追いつくように、叱咤激励され、障害者は努力してきました。その限界——どこまでいってもその差は埋まらず、努力がからだに対する無理となり、二次障害となって現れてきました。（『ピアカウンセリングってなあに？』2002：20）

この記述から、二つのことが言える。一つは、現在の社会においては、「障害」のない状態が「目指すべき状態」とされていること（＝「障害」は、除去や軽減の対象であるということ）、そしてもう一つは、当事者自身が、「埋まらない差」を感じていること、である。石川（2002）の理論に基づくと、この状態は同化を強要されている状態、そして同化努力をしているにもかかわらず、「排除されている状態」と解釈することができ、そのことが、障害者に苦痛の一つをもたらしているということを示している。これが、今障害者がおかれている状況であると理解できる。それでは、これにたいし、ピア・カウンセリングはどのように対応していくのだろうか。以下、再び引用である。

私たち一人ひとりはかけがいのない存在だということ、このからだで生きていくという現実をしっかりとみすえ、まず自分を好きになろう（『ピアカウンセリングってなあに？』2002：8）。

ここにピア・カウンセリングが、「障害」を克服すべきものとしてとらえる視点からの脱却を図るものであるということがうかがえる。まず「障害」をもった自分を好きになる、という「障害」を含めた自己の「全肯定」を促す姿勢が見受けられる。岡原・立岩は「障害」がことさらに取り出され、否定され、「障害」をもつ人に結び付けられ、その人の全体が否定されてしまうと述べている（岡原・立岩 1990）。つまり、それは、「障害」が全人格の根底にあるとされているということであり、その「障害」が否定的に意味づけられている限り、それを持つ個人は全否定されるということである。それにたいし、ピア・カウンセリングは、「障害」に着目され、全否定されてきたものを「全肯定」する。

ピア・カウンセリングの中でのテーマは「泣きたかったときのこと」や「自分の障害について」（『ピアカウンセリングってなあに？』2002:123）、「自分の身体で好きなところ、嫌いなところを凝視してみよう」（岡原・立岩 1990）などがあげられる。これらを語ることを通して、感情を解放し、ありのままの自分をまず好きになるということが重視される。ありのままの自分を好きになるということはすなわち、これまで社会から否定的に捉えられ、自らも否定的に捉えてきた「障害」について、一旦「肯定」してみるということでもある。

2. ディスアビリティ・インペアメントに付与された社会的イメージの影響からの解放

ピア・カウンセリングの中で言わされることについて、ピア・カウンセラーの安積は次のように語る。

障害は個性だって言い方は強すぎるのかもしれない。無理しない方がいい、りきんだりするのはやっぱり障害をあんまり問題化しているってことだからさ。（中略）赤信号から青信号になるような、そういうイメージを植えつけるっていうのはいいけど、後は一人一人が検証していくことで、一人一人に任せたほうがいい（安積 1990:54）。

この記述を見る限り、「障害」は個性であるということや、「障害」を肯定することや、ありのままの自分を肯定することを志向していないのではないか、という疑問もわく。しかし、安積によるこの言明に、ピア・カウンセリングのもつ本質が集約されている。石川（1999）は障害者が経験する否定感情が社会の感情規則を内面化させられたために経験してしまうような否定感情であるとする。このように考えると、ピア・カウンセリングの場で行われることは、その感情からの解放の儀式であると考えられる。また、立岩（2000）が次のように指摘している。

肯定はいつも要請されているのではなく、否定されるその度合いに応じて求められるものなのだろう。だから肯定は否定を否定することであり、肯定は引き算の過程である（立岩 2000:311）。

さて、以上に見た議論に基づくと次のようなことが言えるだろう。ありのままの自分をすべて肯定するだとか、「障害」は個性であるという言い方は、言いすぎのような気さえする。しかし、それは、これまで非障害者から押し付けられてきた感情を、跳ね除けるための契機としての言いまわしである。このことによって、「障害」について、既存の社会的な価値にとらわれずに問い合わせていくことが可能になる。

3. 内部の差異の承認—「障害」の肯定／否定を語り、自由になる場

「障害」について、肯定的なとらえかたをするのは、ピア・カウンセリングがはじめての試みではない。「障害」は個性であるという言いかたは、そもそもは、1970年代、優生保護法改正への反対運動などを行った、青い芝の会の運動の中で語られていたことである。倉本は青い芝の会の運動を対抗にとどまったく運動としている（倉本 1997）。青い芝の会の運動はIL運動同様にマイナスの感情、否定的な自己像を払拭する戦略としてもう一つの文化の構築を志向し、ありのままの自分を肯定するという発想をもっていた。しかし、それが結局個々の障害者を抑圧するものとして機能し、内部における差異の隠蔽抑圧をもたらしたとしている（倉本 1999）。

ピア・カウンセリングでは、仲間＝ピアを重視する。そこには徹底したアンチ・プロフェッショナリズムの思想がある。倉本はこのピアという思想を、「専門家による過剰な介入を抑止し、自身の生の制御権を取り戻すための具体的な方途」とする（倉本 1999：225）。その背景には倉本をはじめとする多数の論者が指摘する、専門家とクライアントの圧倒的な権力差がある。これは非障害者とされる人々も時に経験するものである。しかしながら障害者のそれは全生活、全人生に及ぶほどの過剰な介入であったという歴史的経緯が存在する。そのような中で向かうのは専門家の介入に対する激しい拒否である。

たとえば、青い芝の会は専門家の介入という名のつくものはことごとく否定した。しかし既存の規範に対抗するあまり、同じ強度の規範を創造してしまった（倉本 1997）。IL運動においても専門家支配を嫌う傾向にある。その際に使用されるのが、ピアという概念や当事者という概念である。ではこれらの概念は青い芝のように、内部に向けて同じ強度の規範を作り出しているのだろうか。

倉本はピアという概念について、次の二点を指摘する。第一は先に述べたとおり、ピアが専門家支配という近代の社会への対抗的な概念であるということである。第二に、それがただの対抗的な概念にとどまらず、対抗することを目的としないということである（倉本 1999）。

そして、ピアという場ではあらゆる方向に向かう全ての言葉に耳を傾けることが基本とされ、多様な語りがつむぎだされる場であるという意味で、障害者内部にも存在する多様性それ自体の肯定を志向するものであると解釈する（倉本 1999）。

ではなぜそのような場が、ピアという概念で形成可能であるのか。これについては瀬山がピアのもつ対等性という概念に根拠を見出している（瀬山 2001）。ピア・カウンセリングでは、ピア・カウンセラーとクライアントが立場を固定しない。それぞれが語る時間も対等性を維持し、時間がくるとピア・カウンセラーとクライアントの役割を交代する。それが、一人一人の差異を、語り、聞きあうことを可能にすると瀬山は指摘する（瀬山 2001）。

4. 当事者の拡張

豊田（1998）は、本来すべての人が当事者でありうるし、障害者のみを当事者とするのは障害者運動の誤りであると指摘する。その上で、その当事者性が権威となり、個としての当事者性を隠蔽する役割をもつと指摘する。

たしかに現在ピア・カウンセリングに参加できるのは、実質認定を受けた障害者のみである。その意味で、ピアの根底にある「障害」というものが、社会の規定によるものに基づくといえる。それは既存のカテゴリーを引き受けているという批判でもあるだろう。しかしながら、ピア・カウン

セリングは既存のカテゴリーに起因する共通の経験をピアの単位としながらも、それを固定的にとらえないという側面をもつ。

ピアの発足時点では、ピアは、インペアメントをもっていることで必要以上の努力を強いられた、とか、いじめられたといったことによる、ディスアビリティの位相での障害が基で構成されていることは否めない。ここでとどまることは、いわゆる豊田の批判する当事者幻想だろう。しかし、ピア・カウンセリングは、先に述べたように多様な語りを承認する場であり、そこでは「障害」は個性であってよいし、特筆すべき個性であってもよい。

当事者という概念は、ごく最近まで運動の中で明言はされてこなかった。しかしながらその指すものが認定を受けた障害者に限定してはいないことは、(サービス提供体としての)自立生活センターにおける三つの無制限⁴⁾という姿勢の一つに表れている。それは対象の無制限というものである。これは障害者手帳の有無や年齢などの制限なく、必要な人には必要なサービスを提供するという姿勢である。

この思想の根底となる当事者概念は、最近になって明らかにされた。IL運動の中心的人物である中西は、当事者を「ニーズをもったもの」としており、ニーズは社会的に創られるものであるとする(中西・上野 2003)。「当事者である」のではなく、「当事者になる」という発想は当事者を固定的に捉えないということをよくあらわしている⁵⁾。

ニーズの共有を中心とした当事者の構築は、これまで非障害者として規定してきた人を積極的に巻き込んでいくプロセスであり、ニーズが満たされた人は障害者とは言えなくなるため、既存の障害／非障害を分かつ線が曖昧になる。

V. おわりに

「障害」の肯定／否定という論議は、近年、障害学の試みの発展とともに、着目されるにいたった。本稿では、分析的に「障害」の社会モデルによる位相を導入して、「障害」の肯定／否定をめぐる議論の解釈可能性と、問題の所在、目指すべき地平を確認した。

本稿では、障害をインペアメントとディスアビリティに二分したが、ディスアビリティが社会的に構築されるものであるということが真であったとしても、障害者はいつも社会の中を生きる存在であり、どのような意味であれ、構築物としてのそれ(それはもはや「障害」ではないかもしれないが)を有する。

したがって、何がインペアメントで、何がディスアビリティかを特定することや、そのうちのどれを(本稿で扱った表中の①～⑧)肯定するのか、ということを特定することが重要なのではない。「障害」に関して、社会から押し付けられたものからいったん解放された後、当事者自身が、インペアメントについて意味づけしていくことが重要なのである。その中には、結果的に、現在ディスアビリティとされているものを積極的に容認する場合もあるかもしれない。しかし、それはもはや「ディスアビリティ」として発現しない。

ピア・カウンセリングは、社会によって規定された「障害」に対して対抗的な主張で対応する。それは、「障害」を肯定しなければならない、という規範に陥りやすいものであるが、同時に内部に差異を認める理念と手法により、その危険性を回避している。

ピア・カウンセリングで行われていることは、社会によって押し付けられた「障害」について、そ

の否定性を受け入れず、自らの身体の意味を再構築していくことである。同時に、既存の障害／非障害をカテゴライズする線を曖昧にする形で、非障害者を積極的に巻き込むものである。それは、これまで、非障害者が担ってきた「障害」の定義の決定権の所在を当事者へと移行させる試みでもある。

注

- 1) たとえば、マイケル・オリバー（＝2006）はWHO（1980）の国際障害分類について、正常／異常という相対的なものに拘っていることを批判している。
- 2) 文化モデルについては、本稿では詳しく触れないが、障害の社会モデルが、社会的側面としてのディスアビリティに着目するのに対し、文化モデルは個人的な側面としてのインペアメントの経験に着目するモデルである。
- 3) 「障害」を肯定するものとして「障害個性論」がある。しかし、「障害個性論」が言われた文脈はいくつもあり、それらが同一の内容のことを指しているのか検討の余地がある。
- 4) 他二つは「時間の無制限」（24時間対応でいつでも介助者を派遣するシステム）と、「介助内容の無制限」（当事者が望むならば、どんなサービスでも提供する）というものである。
- 5) 前掲の中西の書により、II運動の次なる目的が高齢者の当事者団体との連携であることが明らかになっている（中西・上野 2003）。

参考文献

- 安積遊歩（1990）「<私>へ——三〇年について」安積・立岩他『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店。
- 星加良司（2002）「「障害」の意味付けと障害者のアイデンティティ：「障害」の否定／肯定をめぐって」「ソシオロゴス」ソシオロゴス編集委員会 26, 105 – 120.
- 石川准（1999）「障害、テクノロジー、アイデンティティ」石川・長瀬編『障害学への招待』明石書店, 41 - 77.
- 石川准（2002）「ディスアビリティの削減、インペアメントの変換」石川・倉本編『障害学の主張』明石書店, 17 - 46.
- 倉本智明（1999）「<ピア>の政治学」北野・石田・大熊・里見編『障害者の機会平等と自立生活』明石書店, 222 - 236.
- 倉本智明（1997）「未完の<障害者文化>——横塚晃一の思想と身体」『社会問題研究』47（1）大阪府立大学社会福祉学部, 67 - 86.
- 茂木俊彦（2003）『障害は個性か』大月書店。
- 長瀬修（1999）「障害学に向けて」石川・長瀬編『障害学への招待』明石書店, 11 - 39.
- 中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波書店。
- 岡原正幸・立岩真也（1990）「自立の技法」安積・立岩他『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店, 147 - 164.
- Oliver, Michael. (1990) *The Politics of Disablement* Macmillan (=三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳（2006）『障害の政治——イギリス障害学の原点』明石書店。
- 瀬山紀子（2001）「社会運動としてのセルフヘルプグループ」「Sociology Today」, 11号 お茶の水社会学研究会, 72 - 85.
- 立岩真也（2000）『弱くある自由へ』青土社。

- 立岩真也（2002）「ないにこしたことはない、か・1」石川・倉本編『障害学の主張』明石書店、47- 87.
- 豊田正弘（1998）「当事者幻想論」「現代思想」青土社、26（2）、100- 113.
- Union of Physically Impaired Against Segregation (1976) *Fandamental Principle of Disability*, UPIAS.
- 横須賀俊司（1999）「ピア・カウンセリングについて考える」北野・石田・大熊・里見編『障害者の機会平等と自立生活』明石書店。
- 全国自立生活センター協議会発行（2002）『ピア・カウンセリングってなあに？』

A Study on the Positivity/Negativity of “Impairment, Disability” and the Significance of the Practice of Peer Counseling

Tomoko Yamagishi

Abstract

In this paper, the positivity/negativity of *shougai* (disability) is classified, based on the argument of Disability Studies and concrete aspects of its problems are described. Furthermore, it is pointed out that the trial of Peer counseling in the II movement can assist in overcoming the problem.

Though more than one interpretation exists in the discourse of the positivity/negativity of *shougai* (disability), there is a tendency to interpret it only in the positive dimension, which may lead to neglect the aspect of social responsibility. In such a situation, it becomes difficult for the disabled individual to talk freely about the *shougai* (disability).

The trial of Peer counseling has such features:

1. the discourse to get rid of negative self-image which have been given to them by society
 2. the idea that “person concerned” should not been compelled to accept a point of view about *shougai*, and the method to realize the idea.
 3. taking the concept of “person concerned” as one which is categorized based on needs.
1. and 2. enable “person concerned” to talk about *shougai* freely, and 3. will make it possible for a talk to be sent to and spread among society.

Key Words

Peer counseling, positivity of *shougai* (disability), negativity of *shougai*(disability), impairment, disability